混合窒素肥料（窒素質肥料に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素質肥料を混合したものをいう。）	一　窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか一について　一五・〇 二　1　アンモニア性窒素を保証するものにあつては　アンモニア性窒素　一・〇 2　硝酸性窒素を保証するものにあつては　硝酸性窒素　一・〇 三　水溶性苦土を保証するものにあつては　水溶性苦土　一・〇 四　水溶性マンガンを保証するものにあつては　水溶性マンガン　〇・一〇 五　水溶性ほう素を保証するものにあつては　水溶性ほう素　〇・〇五	一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料であること。
一の⑵の表被覆窒素肥料の項肥料の種類の欄中「（窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率一・〇%につき　硫青酸化物　〇・〇一 ひ素　〇・〇〇四 亜硝酸　〇・〇四 ビウレット性窒素　〇・〇二 スルファミン酸　〇・〇一	
一　窒素は、水溶性であること。 二　窒素の初期溶出率は、五〇%以下であること。 三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する被覆窒素肥料であること。		
一の⑵の表混合窒素肥料の項肥料の種類の欄中「（窒素質肥料に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。		
一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　規則第七条の六第一号の農林水産大臣が指定する混合窒素肥料以外のものであること。		

二の⑴の表腐植酸りん肥の項の次に次のように加える。

被覆りん酸肥料（りん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一　水溶性りん酸　一〇・〇 二　水溶性りん酸のほか水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか　水溶性苦土　一・〇 水溶性ほう素　〇・〇五	一　水溶性りん酸の含有率が一・〇%につき　ひ素　〇・〇〇四 カドミウム　〇・〇〇〇一五 二　りん酸の初期溶出率は五〇%以下であること。 三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する被覆りん酸肥料であること。

二の⑴の表加工鉱さいりん酸肥料の項の次に次のように加える。

加工りん酸肥料（りん酸質肥料、熔成微量要素複合肥料、塩基性りん酸含有物、塩基性のカルシウム、ネシウム若しくはマグンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。）	一　く溶性りん酸及び水溶性りん酸を保証するものにあつては　く溶性りん酸　一五・〇 水溶性りん酸　一・〇 二　く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか　く溶性苦土について　二・〇 水溶性苦土について　一・〇 く溶性マンガンについて　一・〇 く溶性ほう素について　〇・〇五 水溶性ほう素について　〇・〇五	一　く溶性りん酸の含有率が一・〇%につき　ひ素　〇・〇〇四 カドミウム　〇・〇〇〇一五 ニッケル　〇・〇一 クロム　〇・一 チタン　〇・〇四
混合りん酸肥料（りん酸質肥料に、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	一　く溶性りん酸を保証するものにあつては　く溶性りん酸　一六・〇 二　く溶性りん酸及びアルカリ分を保証するものにあつては　く溶性りん酸　三・〇	一　く溶性りん酸及びりん酸以外の保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の含有率一・〇%につき　ひ素　〇・〇〇二 亜硝酸　〇・〇二 カドミウム　〇・〇〇〇七五 ニッケル　〇・〇〇五
		一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　規則第七条の六第二号の農林水産大臣が指定する加工りん酸肥料であること。
		一　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを使用したものであること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。